

野焼きは法律で禁止されています！

野焼きとは、適法な焼却施設以外でごみを燃やすこと及び家庭ごみ、剪定枝などを野外で焼却することです。そのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりする他ドラム缶などの簡易な構造の焼却炉の使用も原則禁止です。

野焼きは一部の例外を除き『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2』で禁止されており、違反した場合には5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金又は両方が科せられます。

◇適法な焼却炉とは？◇

- 1 ごみを焼却室で摂氏800℃以上の状態で燃やすことのできるもの
- 2 外気と遮断された状態でごみを焼却室に投入できること
- 3 焼却室の温度を測定できる装置（温度計）があること
- 4 高温で焼却できるように助燃装置（バーナー等）があること
- 5 焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること

※ 使用が認められているごみ焼却炉の構造基準については上記のとおりですが、家庭用の焼却炉のほとんどは、この基準に満たしていません。
風呂窯や炭焼き窯、薪ストーブについては、ごみ焼却炉にあたりませんので使用することは可能ですが、ごみを燃やすことはできません。

◇野焼き禁止の例外となる廃棄物の焼却◇

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条）

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
（例）河川管理を行うために伐採した草木の焼却
- 2 災害、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
（例）災害時の木くずの焼却、道路管理のため剪定した枝などの焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
（例）どんと祭における門松、しめ縄などの焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（例）稲わら、伐採した枝などの焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
（例）落ち葉程度のたき火、キャンプファイヤーなど

プラスチック類、ビニール類を普通に燃やすと、燃焼温度が低く不完全燃焼となり、有害なダイオキシン類が発生しやすくなります。

また、火災の原因になるほか、煙や灰、悪臭など周囲の人に迷惑をかける行為です。周囲環境へ著しい影響を与える場合は指導の対象となりますので、野外で焼却せずに適正な処理をしましょう。

石巻市役所 廃棄物対策課 95 - 1111

(内線3375 3376)